

## 証明書 2

### (2)原料供給証明書

- ・第一類の使用原料が肉(食料)の副産物であることを証明すること。  
輸入業者、原皮業者、製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。
- ・第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革(床革)であることを証明すること。  
製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。
- ・第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。  
必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書等の写しを提出してください。